

別表第1（第2条、第7条、第8条、第10条、第13条関係）

用具の種目		対象者	要件	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害者	下肢又は体幹機能障害2級以上（18歳以上）の者	154,000	8
	特殊マット		①重度又は最重度の知的障害の者 ②下肢・体幹機能障害1級又は2級の者（3歳～17歳） ③下肢又は体幹機能障害1級の者（18歳以上）	19,600	5
	特殊尿器		下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。）（学齢児以上）	67,000	5
	入浴担架		下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴の際、家族等他人の介護を要する者に限る。）（3歳以上）	82,400	5
	体位変換機		下肢又は体幹機能障害2級以上の者（下着交換等の際、家族等他人の介助を要する者に限る。）（学齢児以上）	15,000	5
	移動用リフト		下肢又は体幹機能障害2級以上の者（3歳以上）	159,000	4
	訓練いす（障害児のみ）		下肢・体幹機能障害1級又は2級の者（3歳～17歳）	33,100	5
	訓練用ベッド		下肢・体幹機能障害1級又は2級の者（学齢児～17歳）	159,200	8
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者（3歳以上）	90,000	8
	便器		下肢又は体幹機能障害2級以上の者	4,450	8
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	つえを使用することにより歩行が自立する者	木製 2,266 軽金属製 3,090	3
	移動移乗支援用具		平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助が必要な者（3歳以上）	60,000	8
	車いす用段差昇降機	下肢障害者	常時車いすを使用する身体障害者（児）	260,000	10
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	転倒の危険があるため、頭部保護帽によって頭部を保護する必要がある者	A 12,160 B 30,870	3
			てんかんの発作等により、頻繁に転倒する知的障害者（児）・精神障害者	A スポンジ・革 B スポンジ・革・プラスチック	
特殊便器	上肢障害者	①上肢障害2級以上（学齢児以上）の者 ②知的障害A（重度）以上（学齢児以上）の者	151,200	8	
トイレチェアー	平行機能又は下肢若しくは体幹	頸（けい）髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者（児）	81,000	8	

		機能障害				
	火災警報機	障害種別にかかわらず火災報知の感知・避難が困難な者	①障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ②重度又は最重度の知的障害の者	15,500	8	
	自動消火器			28,700	8	
	電磁調理器	視覚障害者	①視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯）（18歳以上） ②重度又は最重度の知的障害の者（18歳以上）	41,000	6	
	歩行時間延長信号機用小型送信機			視覚障害2級以上の者（学齢児以上）	7,000	10
	視覚障害者用誘導装置			視覚障害者（児）のうち、音声の誘導を必要とする者	56,000	10
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー			視覚障害2級以上の者（18歳以上）	62,790	5
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害者	聴覚障害2級以上の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯）（18歳以上）	87,400	10	
	携帯用信号装置			聴覚障害者（児）のうち、視覚・触覚によらなければ呼出等に応じることができない者	18,000	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害者等	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌（かん）法（CAPD）による透析療法を行う者（3歳以上）	51,500	5	
	ネブライザー（吸入器）			呼吸器機能障害者等	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者（学齢児以上）	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害者等		56,400	5	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	医療保険における在宅酸素療法を行う者（18歳以上）	17,000	10	
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害者	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（学齢児以上）	9,000	5	
	盲人用体重計			視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（18歳以上）	18,000	5
		人工鼻	喉頭摘出者であって常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	音声・言語機能障害3級以上の者	23,760	—
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する者	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する者（学齢児以上）	98,900	5
情報・通信支援用具		上肢機能障害又は視覚障害者	重度視覚障害者及び重度上肢不自由者	100,000	5	
点字ディスプレイ		盲ろう、視覚障害者	視覚障害（2級以上）かつ聴覚障害（2級）の重度重複障害のある者	383,500	6	

点字器	視覚障害者	点字器の活用により、情報発信などの意思疎通が可能となり、社会参加が可能となる者	標準型 A 10,712 標準型 B 6,798 携帯用 A 7,416 携帯用 B 1,699	標準型 7 携帯用 5
点字タイプライター		視覚障害 2 級以上の者（本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。）	63,100	5
視覚障害者用録再 ポータブルレコーダー		視覚障害 2 級以上の者（学齢児以上）	85,000	6
			35,000	6
視覚障害者用活字文 書読上げ装置		視覚障害 2 級以上の者（学齢児以上）	99,800	6
視覚障害者用拡大読 書器		視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（学齢児以上）	198,000	8
盲人用時計	触読	視覚障害 2 級以上の者（18歳以上）	10,300	10
盲人用時計	音声	視覚障害 2 級以上の者（18歳以上）	13,300	10
聴覚障害者用通信装 置	聴覚障害者	聴覚障害者又は音声・言語機能障害者であって、コミュニケーション及び緊急連絡の手段として必要があると認められるもの	71,000	5
聴覚障害者用情報受 信装置		聴覚障害者であって本装置によってテレビの視聴が可能になるもの	88,900	6
人工喉（こう）頭	喉頭摘出者	人工喉頭の使用によりコミュニケーションが可能となる者	笛式 5,150	笛式 4
			電動式 72,203	電動式 5
福祉電話（貸与）	聴覚障害者又は 外出困難者	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として 2 級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって、現に電話を所有していない場合に限る。）（18歳以上）（市民税非課税世帯に属する者）	83,300	—
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機 能若しくは言語 機能障害者で、 電話では意思疎 通困難な者	聴覚又は音声・言語機能 3 級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者（電話（難聴用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者の世帯及びこれに準ずる世帯）（18歳以上）（市民税非課税世帯に属する者）	7,700	—
点字図書	視覚障害者	視覚障害者であって情報を主に点字により入手しているもの	—	—

	視覚障害者用地デジ 対応ラジオ		視覚障害2級以上の者	29,000	6
排泄 管理 支援 用具	ストーマ装具 紙お むつ等（紙おむつ、 洗腸用具、さらし・ ガーゼ等衛生用品	ストーマ造設者	膀胱(ぼうこう)直腸障害手帳を所持 する者又は申請中の者	便 8,858	—
		高度の排便機能 障害者、脳原性 運動機能障害か つ意思表示困難 者及び高度の排 尿機能障害者	合理的に必要性が認められる者	尿 11,639 その他 12,000	
	収尿器	高度の排尿機能 障害者	合理的に必要性が認められる者	男性用普通 型 7,931 男性用簡易 型 5,871 女性用普通 型 8,755 女性用簡易 型 6,077	—
住宅 改修 費	居室生活動作補助用 具	下肢、体幹機能 障害者又は乳幼 児期非進行性脳 病変による障害 を有する者	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前 の非進行性の脳病変による運動機能 障害（移動機能障害に限る。）を有す る障害等級3級以上の者	200,000	—

別表第2（第2条、第7条、第8条、第10条関係）

用具の種目		対象者	要件	基準額	耐用年数
介 護・訓 練支 援用 具	特殊寝台	法第4条第1項 の政令で定める ものによる障害 の程度が同項の 厚生労働大臣が 定める程度であ る者	寝たきりの状態にある者	154,000	8
	特殊マット			19,600	5
	体位変換機			15,000	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者		159,000	4
	訓練用ベッド			159,200	8
	特殊尿器		自力で排尿できない者	67,000	5
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具		入浴に介助を要する者	90,000	8
	便器		常時介護を要する者	4,450 (便器に手 すりを付け た場合 5,400)	8
	特殊便器		上肢機能に障害のある者	151,200	8
	自動消火器		火災発生の感知及び避難が著しく困 難な者のみの世帯及びこれに準ずる 世帯	28,700	8
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	ネブライザー（吸入 器）		呼吸器機能に障害のある者	36,000	5
	電気式たん吸引器			56,400	5
	動脈血中酸素飽和度		人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	5

具	測定器（パルスオキシメーター）				
住宅 改修 費	居宅生活動作補助用具		下肢又は体幹機能に障害のある者	200,000	—